

# 2019年度最高裁インターンシップ(裁判所事務官)

## 1 対象者

大学又は大学院(以下「大学等」という。)の学生

※ 年次, 学部は問いません。

※ 大学等の学生であって, 大学等が推薦した者に限ります。

## 2 実習場所等

### (1) 実習場所

最高裁判所(千代田区隼町)及び東京地方裁判所(千代田区霞が関)

### (2) 実習期間

2019年8月20日(火)から同月22日(木)までの3日間

### (3) 実習時間

おおむね午前9時30分から午後5時00分まで(適宜, 休憩時間あり)

### (4) 受入れ人数

20人程度

## 3 実施概要

本インターンシップは, 裁判所事務官(総合職)の仕事に関心を持っている大学等の学生を対象に, 最高裁判所事務総局が行っている司法行政に関する政策の企画立案業務などを体験してもらうことにより, 裁判部以外での裁判所事務官の役割やその幅広い業務内容を知ってもらうことを目的としています。

今回のインターンシップで取り上げるテーマは, 「民事訴訟手続のIT化」と「裁判所の広報活動充実策」です。

職員への取材などを通じて, 現状の課題や改善策等について検討の上, グループごとにいずれかのテーマについてプレゼンテーションをしていただきます。

本インターンシップへの参加に当たっては, 可能な限り事前に民事訴訟事件の裁判を傍聴していただき, 制度への理解を深めておいていただきたいと思います。法律の専門知識は必要ありませんし, 必要な資料は事前にお送りする予定ですので, お気軽にお申し込みください。

### (1) 民事訴訟手続のIT化

裁判所では, 民事訴訟手続のIT化について検討を行っており, 諸外国でも裁判手続のIT化が進められている例がみられるところです。

今回のインターンシップでは, 民事訴訟手続の体験や職員とのディスカッションなどを通じて, 現状の分析, 課題の抽出を行い, 民事訴訟手続をより利用しやすくするためにITをどのように活用するかについて, 学生のみなさんの視点でプレゼンテーションを行っていただく予定です。

## (2) 裁判所の広報活動充実策

裁判所では、裁判官以外にも裁判所事務官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官といった様々な職種の職員が働いており、それぞれが重要な役割を果たしつつ、各職種が密に連携して紛争解決を支えています。

今回のインターンシップでは、このような多様な職種が存在する裁判所職員の魅力をどのように伝えていくかという学生にとって最も身近なテーマを素材として、裁判所の広報活動充実策を検討していただく予定です。

## 4 カリキュラム概要

最高裁職員による基調講義、東京地裁での民事訴訟手続の模擬体験、民事訴訟を担当する裁判所書記官等へのヒアリング、裁判所の広報活動充実策に関する最高裁職員とのディスカッション、グループ討議、プレゼンテーション、施設見学、座談会など。

## 5 応募の流れ等

(1) 応募を希望する学生は、調査票(様式1)に必要な事項を記載して、大学等の窓口に提出してください。

※ 具体的な窓口や締切日については、所属の大学等へご確認ください。

(2) 大学等は、応募を希望する学生について取りまとめを行い、一括して以下の宛先に必要書類を郵送して推薦をしてください。

※ 学生個人からの応募は受け付けておりません。

### [宛先]

〒102-8651 (住所) 東京都千代田区隼町4番2号  
最高裁判所事務総局人事局総務課制度第一係

### [必要書類]

- [調査票\(様式1\)](#)(DOCX:23KB)
- [学生推薦書\(様式2\)](#)(XLSX:11KB)
- [別紙](#)(XLSX:11KB)
- [記載例](#)(XLSX:11KB)

なお、学生の受入れが決まった際には、裁判所と大学等の間で覚書を交わす等の手続を予定しているため、推薦をするに当たっては、各大学等の就職担当部局の責任において行ってください。

締切：6月3日(月)17時必着  
提出書類：調査票(様式1)および単位認定・保険加入状況申告書  
提出先：就職支援係(学生センター3階)

(3) 応募締切

~~6月10日(月)(消印有効)~~

※ 大学等が裁判所に必要書類を提出する締切日です。

応募を希望する学生が大学等に必要書類を提出する締切日とは異なりますので、ご注意ください。

## 6 受け入れる学生(以下「実習生」という。)の決定等

大学等から推薦のあった学生の中から、調査票等に基づき選考を行い、実習生を決定します。

結果通知は、7月上旬頃に大学等に対して行います。

大学等は、実習生について取りまとめを行い、8月2日(金)(必着)までに、一括して上記の宛先に以下の必要書類を郵送してください。

[必要書類]

- (1) [覚書\(様式3\)](#)2部(PDF:131KB)  
[別紙1](#)(PDF:29KB)  
[別紙2](#)(PDF:72KB)  
(うち1部は最高裁判所において記名捺印の上、後日返送)
- (2) 誓約書2部(様式3別紙2)  
(覚書の別紙2として添付するもの。)
- (3) 保険加入証明書

## 7 注意事項

- (1) 本インターンシップにかかる必要経費(交通費、食費、宿泊費等)については、全て実習生の負担となりますのでご了承ください。
- (2) 受入れに際しては、「学生教育研究災害傷害保険」等の災害補償保険及び「インターンシップ等賠償責任保険」等の賠償責任保険に加入することを条件とし、これらの保険の利用等に関して必要な手続は、当該実習生を派遣する大学等が行うものとします。
- (3) 本インターンシップについて、大学等に対し、実習生に係る評価書の提出は行いませんので、ご了承ください。
- (4) 本インターンシップは、採用選考とは一切関係がありません。

## 8 問合せ先

最高裁判所事務総局人事局総務課制度第一係  
電話：03-3264-8081

(参考)

- [応募ポスター](#)(PDF:540KB)
- [応募から実習開始までの流れ](#)(PDF:299KB)

---

Copyrights (C) 2005 Supreme Court of Japan. All Rights Reserved.

写真、イラストおよび画像データの無断転載を禁じます。